

陳述書

2026 年 3 月 31 日

住所

署名

1 はじめに

私は、短期間で転居が二度あるという理由のみにおいて国政選挙において投票権を奪われることがある、という事実をこのたび身をもって知り、この理不尽を解決するために裁判所に私の声を届けたく、陳述書を提出いたします。

2 転居の経緯

私は 2023 年 2 月 27 日に東京都北区から東京都新宿区に転居し、以降は新宿区に居住しております。

その間、2021 年 7 月より青森県青森市に別宅を構え、それ以降毎年、6 月頃から 9 月頃の夏期は、避暑と仕事上の都合により青森市に居住しております。2021 年から 2024 年までは、夏期の転居中に住民票を移すことはありませんでした。

2025 年、青森市に居住中にネット銀行 [redacted] の口座を開設しようと考え、手続きをしていたところ、本人確認のための書類は住民票上の住所に送られて転送もできないということを知りました。この不都合を解消するため、2025 年 7 月 30 日付で青森市に転入し、住民票を移しました。その後 10 月に東京都新宿区の自宅に戻ったため、10 月 28 日付で住民票も新宿区の従

前の住所に戻しました。

3 選挙権喪失を知るまでの経緯

2026年2月8日実施の第51回衆議院議員通常選挙にあたり、2月4日午後、期日前投票をしようと近所の新宿区 [REDACTED] に出向きました。入場整理券は届いていませんでしたが、急に決まった選挙でさまざまなトラブルが発生しているというニュースも見ていたため、届かないこともあるだろうと気にせずに出かけました。

出張所に着いて氏名を言うと、端末で調べた上で、選挙人名簿に名前がないと言われました。理由がわからずにいたところ、出張所の職員がさらに調べ、青森市からの転入日が10月28日で、今回の選挙の公示日が2026年1月27日だったため、いわゆる3か月要件になんとたった1日足りないことが判明しました。「青森市での投票となると思うので、今日送ってもらえば間に合うから青森市の選挙管理委員会に連絡して投票用紙を送ってもらったほうがいい」と言われ、15時半頃、あわてて青森市の選管へと電話しました。マイナンバーカードを使って申請する方法を教えてください、かなり苦労しながら夕方16時半頃に投票用紙送付の申請をしました。

ところが、同日17時45分頃に青森市選管から電話が来て、「青森市にも3か月住んでいなかったため、青森市の選挙人名簿にも登録がない」と言われました。「おそらく新宿区内の名簿に存在するはずだから調べ直してもらったほうがいい」とも言われ、時間が遅いので翌日また投票所に行くことになりました。

翌日2月5日、新宿区役所に併設された投票所に出向き、氏名を伝えてこれまでの経緯を話し、選挙人名簿に載っているはずだと言われたから調べてほしいと伝えましたが、職員がその場で端末で調べたところやはり登録がないと言われ

ました。納得がいかず、ちゃんと調べてほしいと食い下がると、かなり長く待たされ、選挙管理委員会の腕章をつけた職員が出てきました。そして、「残念ながらあなたは今回投票できません」という旨伝えられました。以前の住所の居住が3か月未満で、現在地にも3か月未満しか住んでいない場合、どこの選挙人名簿にも載らない、ということ投票所の隅で伝えられました。

4 今回の事態についての思いと今後について

選挙管理委員会の方に「あなたには選挙権がない」と伝えられた際、日本国内に住みつけ、日本国籍を持ち、法を犯したわけでもない人間に国政選挙の選挙権がないなどということがあるとは私はにわかに信じられず、その方が何か勘違いをしているのでは、とすら思い、そんなことが本当にあるんですかと何度も問い直してしまいました。あなたには非がない、ということは言ってもらえませんでした。何度問い直しても投票させてくれることはなく、私はほかの有権者が当然の権利を行使しようと列をなしている横でその列に並ぶこともできず、まるで罪を犯したかのような気持ちでいました。

こんなことがあるわけがない、選管の彼が何か勘違いをしているはずだと思い、私は茫然としながら区役所を出て、路上ですぐスマートフォンを使って検索し、そして、この裁判を紹介するニュースに行き当たりました。すなわち選挙権がないという事態が起こりうることを知ったのでした。

新宿区と青森市の役所をたらい回しにされたことから、「2回の引っ越しで選挙権が剥奪される」などということは選挙事務に関わる者の間ですら常識的に知られていないことは明らかで、また、社会通念上もとても納得できるものではありません。

日本国籍を持つ人間で投票権がない場合、それは一般的に考えると、未成年であるか、罪を犯した者に限られます。私は今回の件で、3か月未満で引っ越し

をしたことは極めて例外的で非常識な、犯罪にも値する行為であり、あなたは犯罪にも値する行為をしたからその罰として選挙権を剥奪したのだ、と言われていたように感じられ、大変大きなショックを受けました。

また、私の場合、すでに述べたとおり、以前は短期移住に際して住民票を移していませんでした。もし昨年も住民票を移さずにいた場合、選挙権は失われていませんでした。つまり、このたびは「きちんと住民票を移すという手続きをしたことにより、選挙権が剥奪された」のであり、これはきわめて不条理です。

以前の住所地に居住したのがたまたま 3 か月未満で、現住所地に引っ越してからもたまたま 3 か月未満で選挙が行われた場合、自動的に選挙権が剥奪されるわけですから、3 か月未満で住民票を移した人は全員選挙権を奪われる可能性があるということです。働き方の多様化が進んだり、あるいは虐待などの被害を受けた人の権利が認められたりする中で、3 か月未満の短期で引っ越すということは今や特に珍しいことではありません。今後も同様の形で、理不尽に選挙権を奪われる人は増加していくものと思われます。実際、この件を SNS で報告してみると、自分も同様の理由で投票ができなかったことがある、と告白する人が複数現れました。

公正な選挙のために、正しく生きている人が正しく選挙権を行使できる社会になることを強く望みます。「3 か月未満で引っ越しをした人が、理不尽に選挙権を剥奪される」可能性が高い現制度を改正していただけるよう、強く望みます。

以上